

あゆのせ協議会会則

(目的)

第1条 本会は、鮎之瀬地域振興計画を実行し、地域住民の自主的な活動を通じて、豊かさと生きがいの感じられる地域社会をつくりあげていくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、あゆのせ協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、鮎之瀬ふれあいセンター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流、親睦等に関する事。
- (2) 防犯、防災、交通安全に関する事。
- (3) 子供の健全育成、生涯学習に関する事。
- (4) 地域福祉の推進、健康増進に関する事。
- (5) 情報発信交換に関する事。
- (6) 鮎之瀬ふれあいセンターの管理運営に関する事。
- (7) その他、目的を達成するために必要な事。

(組織)

第5条 本会は、目的に賛同する地域住民並びに地域内に活動拠点を置く各種組織・団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会は次の役職を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 筆頭副会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 1名 |
| (4) 部会長 | 5名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 本会の役員は部会員の互選により選出する。総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 筆頭副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時又は欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 部長は、担当部会を総括し、会務に参加する。
- (4) 事務局長は本会の会計及び事務を総轄する。
- (5) 監事は会計および会務を監査する。

(任期)

第9条

- 1 役員の仕事は1年とし、再任を妨げないものとする。
- 2 増員又は欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第10条

- 1 本会は、職員を置くことができる。
- 2 職員は、事務局長を補佐し、本会の庶務及び会計に掛かる事務を処理する。
- 3 職員は、会長が任免する。

(会議)

第11条 本会は、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第12条

- 1 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、部会員をもって構成する。
- 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- 3 総会は次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定及びセンター利用要領の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任及び解任
 - (5) その他、運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した部会員の中から選出する。
- 5 総会は、部会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した部会員は出席者とみなす。
- 6 総会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第13条

- 1 役員会は、会長、副会長、部会長、事務局長(兼会計)をもって構成する。
- 2 役員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会に付議した事項の執行に関する事項
 - (3) 各部会の活動内容及び協力体制の確認等に関する事項
 - (4) 地域振興にかかる組織体制の整備に関する事項
 - (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会は、月1回定例会議を開催し、議長は、会長がこれにあたる。その他、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
- 4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第14条

- 1 本会は、目的を達成するために次の部会を置く。
 - (1) 総務・広報部会
 - (2) 交流部会
 - (3) 福祉・健康部会
 - (4) 子育て・学習部会
 - (5) 安全・安心部会
- 2 部会は、部会員をもって構成する。
- 3 部会員は、部会の運営に資する個人及び各種組織・団体から選任された代表者とする。
- 4 部会は、部会長及び副部会長を置き、副部会長は部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 部会は、他の部会及び関係機関や団体等と連携し、部会の所管する事業を推進する。

(資産)

第15条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) まちづくり支援交付金
- (2) 指定管理受託金
- (3) 施設利用料金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(事業年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第17条

- 1 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各部会及び事務局において検討し、役員会の承認を得て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び収支計算書等の決算にかかわる書類は、毎年度事業終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(顧問)

第19条

- 1 本会は、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は会長が委嘱する。

(細則)

第20条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、令和5年10月22日から施行する。
- 2 鮎之瀬ふれあいのまちづくり推進委員会会則は廃止する。
- 3 令和5年度役員の任期は令和5年10月22日から令和6年3月31日までとする。
- 4 令和5年度の会計年度は令和5年10月22日から令和6年3月31日までとする。